

TPP協定における関税撤廃に進んでいく仕組み

第2・4条 関税の撤廃

- 1、 現行の関税を引き上げ、又は新たな関税を採用してはならない。
- 2、 漸進的に関税を撤廃する。
- 3、 関税の撤廃時期の繰上げについて検討するため、協議する。

附属書2-Dの日本国の関税率表

9(a) オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又はアメリカ合衆国の要請に基づき、市場アクセスを増大させる観点から、7年以降に協議する。

第27・2条 TPP委員会の任務

- 2 (c) この協定の次の事項の修正を検討し、及び採択すること。
 - (i) 附属書2-D (関税に係る約束) の表 (関税の撤廃時期の繰上げによる修正に限る。)
- 4 見直しを行うに当たり、次の事項を考慮する。
 - (c) 締約国の非政府の者又は団体からの意見